

神奈川県説明資料

平成14年11月25日
神奈川県衛生部医療整備課

神奈川県における小児救急医療体制整備の取組について

- 1 神奈川県保健医療計画について
- 2 神奈川県の小児救急医療体制の整備状況について
- 3 神奈川県における小児救急医療支援事業実施状況について
- 4 神奈川県内の小児救急医療支援事業実施地域における取組状況について

神奈川県保健医療計画（平成14年2月）抜粋版

Ⅲ章 保健医療の基盤づくり

3 救急医療の確保

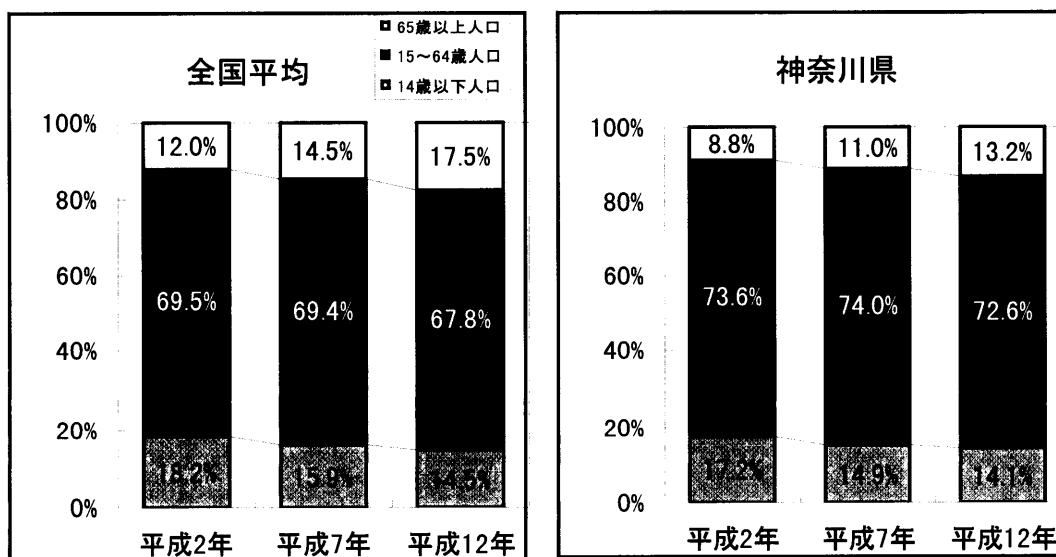
(2) 小児救急医療

- 少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の増加、ライフスタイルの変化などにより、子どもを育てる環境は大きく変化しています。
- 医療の面においても、子どもの専門的な診療を行う医療機関や医師が減少傾向にあり、子どもを抱える家族には近くで夜間・休日でも診てくれる信頼できる医療機関が少なくなっています。
- 神奈川県では、「身近なところで、安心して、子どもを育む社会」を目標に、次代を担う子どもたちのため、小児医療の充実、特に夜間・休日の小児救急医療体制の充実を図っていきます。

【現状と課題】

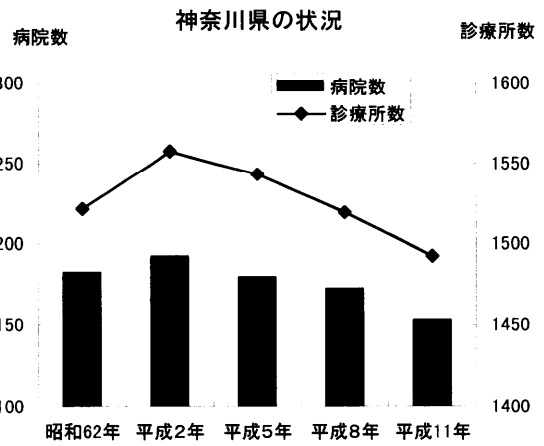
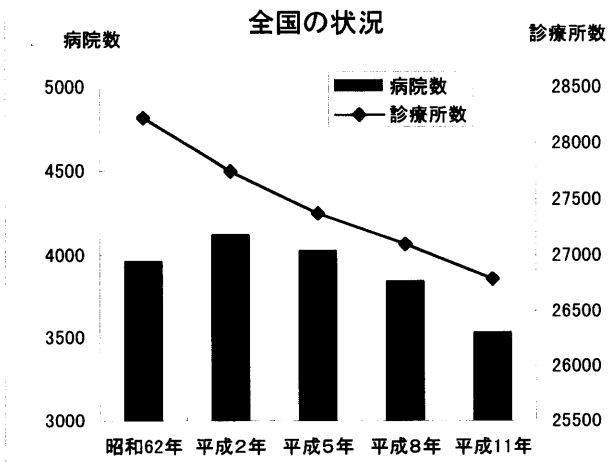
- 小児患者は、自分で症状が説明できない、症状が急変することが多い、などの特性から小児専門医による診療が重要となりますが、少子化の進行や小児科医師の置かれている厳しい勤務状況などから、小児患者を診察する医療機関や小児科医志望者が減少しており、また、小児科医の高齢化が進むなど、小児医療を支える体制は危機的な状況であり、特に救急医療体制を確保することは困難な状況となっています。
- また、小児患者を抱える家族にとっても、女性の社会進出や生活様式の変化などにより、夜間・休日診療の需要が増えているうえ、少子化や核家族化の進行、地域社会との関係の希薄化などによる育児不安の増大、近くに夜間・休日に対応してくれる小児科医がいない、などから、子どもの症状に関わらず、高度な医療や専門医を求める傾向にあります。
- その結果、小児科医がいる特定の医療機関に過度に患者が集中し、必要な患者が必要な治療を受けられないということになります。
- 神奈川県では、小児科救急に対応するため、県内を11ブロックに分割し、土曜・休日の準夜帯に、休日夜間急患診療所に小児科医を確保する事業を独自に実施しています。

人口の構成割合の推移(全国平均と神奈川県)



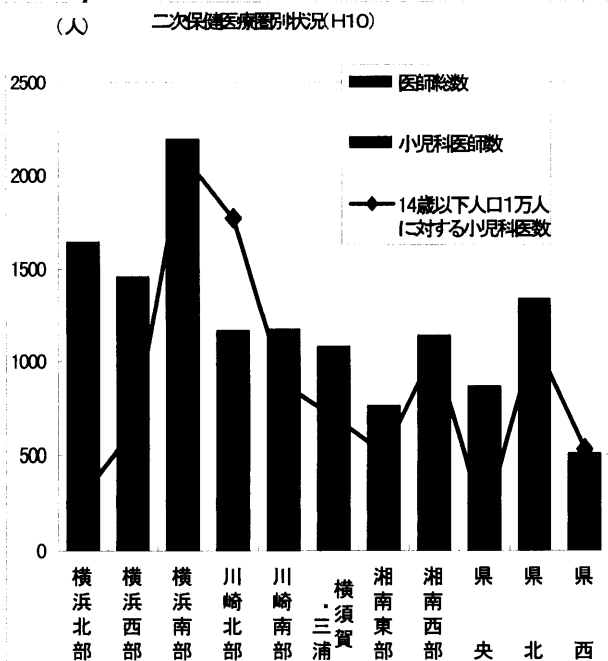
出典：国勢調査より

小児科を標榜する
医療機関数の推移

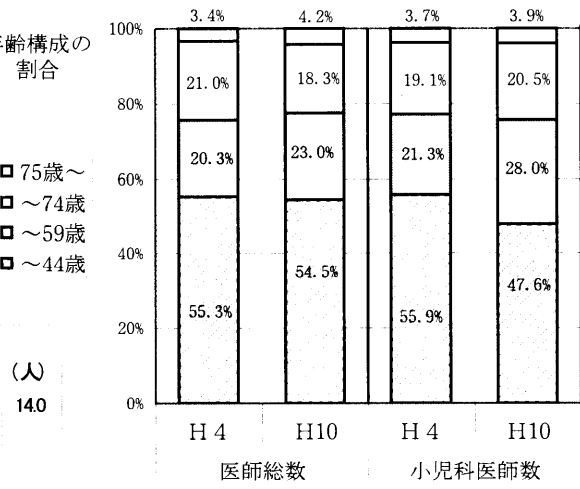


出典: 厚生労働省「医療施設調査・病院報告」

小児科診療従事医師の状況



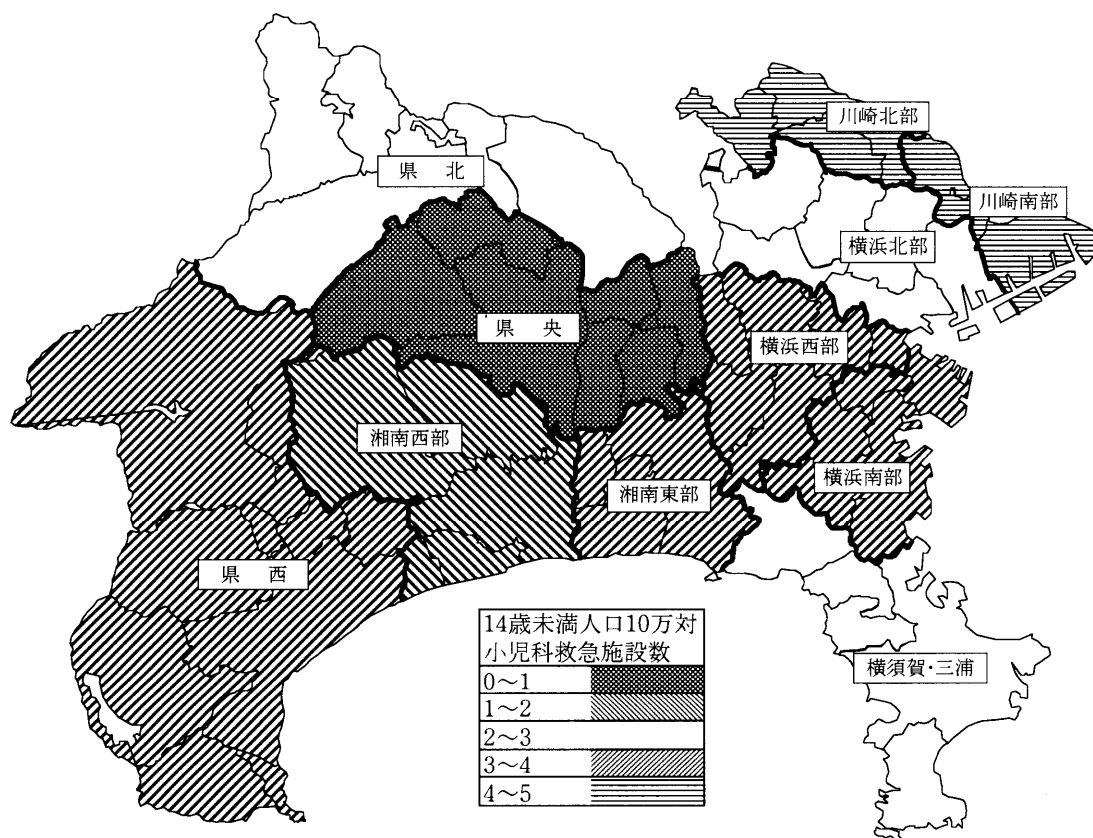
年齢構成の割合



出典: 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

(図1) 14歳未満人口10万人あたりの小児科救急施設数

「神奈川県病院実態調査」H13.3より



【施策の方向】

- 患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、医療機関の役割と連携を明確にした体制(市町村を単位とする初期救急、二次保健医療圏域を基本とする二次救急、人口100万人に1カ所程度の高度・専門医療を実施する三次救急)を構築するとともに、小児医療施設や設備の充実を図ります。
- 小児救急医療に関する情報提供システムの整備を図ります。

【施策展開】

1 小児救急医療体制の整備・充実

(1) 初期救急

- 休日夜間急患診療所における小児科医の確保及び診療時間の拡大を図り、初期診断による患者の症状に適した医療機関への振り分けと比較的軽度な患者への対応を行います。

(2) 二次救急

- 二次保健医療圏域を基本としたブロック単位に、小児科を標榜する病院が輪番制により24時間対応可能な体制を確保し、入院を必要とする患者対応を行います。

(3) 三次救急

- 小児に対する高度専門医療を行うため、県立子ども医療センターの整備・充実を行います。
- 救命救急センターにおける小児救急医療体制の整備を支援します。

2 小児医療施設・設備の整備

- 小児医療施設や設備の整備を行う医療機関に対し、必要に応じた支援を行います。

3 情報提供システムの整備

- 救急医療情報システムにおいて、小児救急医療に関する情報を充実していくとともに、県民に必要な情報提供を図ります。

(図2)小児救急医療体系図

